

薬生食輸発0817第1号
令和2年8月17日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(韓国産生鮮ミニトマトの検査命令免除業者の追加)

標記については、令和2年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正:令和2年8月13日付け薬生食輸発0813第1号)により通知したところである。

今般、韓国政府から、対日輸出生鮮ミニトマトについて、残留農薬に係る管理が適切になされているとして、下記の輸出者をID登録した旨の連絡があったことから、同通知の別表18を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

GOSONG TRADING COMPANY